

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(副企業長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(19) 大阪広域水道企業団水道用水供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号。以下「水道用水供給条例」という。）第6条第1項に規定する年間の受水量の承認に関すること。</u></p> <p><u>(20) 水道用水供給条例第13条に規定する給水料金の減免に関すること。</u></p> <p><u>(21) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）第44条に規定する料金等の減免（重要なものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(22) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25条。以下「工業用水道給水条例」という。）第25条に規定する料金の減免に関すること。</u></p> <p><u>(23) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「施行規程」という。）第22条第2項第1号及び第4号に規定する負担金の免除に関すること。</u></p> <p><u>(24) (略)</u></p> <p>(経営管理部長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(25) (略)</p>	<p>(副企業長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(経営管理部長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(25) (略)</p>

(26) 水道用水供給条例第13条に規定する延滞金の減免に関すること。

(27) 工業用水道給水条例第7条第1項に規定する基本使用水量（500立方メートル以上のものに限る。）の決定に関すること。

(28) 工業用水道給水条例第25条に規定する使用料及び延滞金の減免に関すること。

(29) 施行規程第22条第2項第5号に規定する負担金の免除に関すること。

(30)・(31) (略)

(経営戦略担当部長の専決事項)

第5条の2 (略)

(1) 経営企画、財政、危機管理、広報、広域連携及び広域調整に関する施策に係る重要な総合調整及び企画に関すること。

(2) 経営管理部経営企画課長、危機管理課長、広域連携課長及び広域調整課長の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。

(3)・(4) (略)

2 (略)

(出先機関の長の専決事項)

第8条 (略)

(26) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号。以下「工業用水道給水条例」という。）第7条第1項に規定する基本使用水量（500立方メートル以上のものに限る。）の決定に関すること。

(27)・(28) (略)

(経営戦略担当部長の専決事項)

第5条の2 (略)

(1) 経営企画、財政、危機管理、広報及び広域連携に関する施策に係る重要な総合調整及び企画に関すること。

(2) 経営管理部経営企画課長、危機管理課長及び広域連携課長の出張、休暇、週休日その他服務に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 大阪広域水道企業団水道用水供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号。以下「水道用水供給条例」という。）第13条に規定する延滞金の減免に関すること、工業用水道給水条例第25条に規定する使用料及び延滞金の減免に関すること並びに大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「施行規程」という。）第22条第2項第5号に規定する負担金の免除に関すること。

2 (略)

(出先機関の長の専決事項)

第8条 (略)

2～4 (略)	2～4 (略)
5 (略)	5 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 大阪広域水道企業団水道事業給水 条例第29条の規定による認定に関する こと。	(2) 大阪広域水道企業団水道事業給水 条例 <u>(平成29年大阪広域水道企業団条 例第2号)</u> 第29条の規定による認定に 関すること。
(3)～(7) (略)	(3)～(7) (略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。